令和５年９月６日

# 2024 韓国国際交流財団 ポスドク研究フェローシップ

## １，事業概要

韓国国際交流財団は、韓国専門家育成事業の一環として、韓国関連テーマで最近博士号を取得した新進外国人学者が、海外の大学または研究機関で研究活動に専念できるよう支援します。

## ２，申請資格

人文/社会科学、文化/芸術などの分野において、韓国関連テーマで博士号を取得した海外の新進学者で、次の要件をすべて満たさなければなりません。

- フェローシップ受給期間開始時点で博士号を取得して５年を超えない学者。
  ※受給開始時点以前に博士号を取得する予定の博士課程修了者も応募可能。
- 大学の専任講師以上の教授職や研究機関の専任研究員に任用されたことのない学者。
- 外国市民権者
  ※大韓民国国籍者の場合は、2023 年 9 月現在、外国永住権または市民権所持者に限り申請を許可。

## ３，支援期間

1 年間(下記日程から選択可能)
- 2024 年春学期から 1 年間
- 2024 年秋学期から 1 年間

## ４，支援内容

ポスドク研究フェローシップにかかる研究費。
支援金額は、申請額及び現地の状況を考慮し、審議を経て最終確定

## ５，申請日程

①申請期間: 2023.9.1.金-2023.10.11.水 18:00 (KST/韓国時間基準)
※ただし、提出書類のうち推薦書は 2023.10.13.(金) 18:00 (KST/韓国時間基準)に締め切り、締め切り日以降の提出はできません。
②結果発表 2023 年 11 月中 ※結果発表時期は予告なく変更される場合があります。

## ６，提出書類

1.オンライン申請書（https://apply.kf.or.kr/）
2.添付書類
※オンライン申請時に全ての添付書類ファイルを登録(ただし、推薦書は推薦人が直接送付)

①研究計画書

- 申請書内のフォームをダウンロードして作成し、作成したファイルをアップロードしてください。
- 研究テーマの詳細説明及び研究目的、該当分野及び韓国学関連の重要性、選択研究方法及び研究資料に対する説明、研究日程計画、希望する研究協力機関で研究する必要性を含めて自由記述し、参考文献リストも必ず追加すること。

②履歴書

- 学歴(学位論文タイトル及び学位取得年度を含む)、主な経歴、支援金受給経歴、研究及び出版実績などを含む。

③研究協力要請書

- 申請者がフェローシップ受給期間中に所属しようとする機関(大学、研究機関など)に研究協力要請書簡を直接送付し、書簡のコピーファイルを申請書提出時に添付。
- 最大 3 つの機関に提出することができ、申請書提出後に研究協力機関を変更することはできません。

④研究協力機関受諾書簡(選択事項)

- 申請書提出時点で研究協力機関が確定している場合は、申請書提出時に受諾書簡のコピーを添付。
  ※ただし、申請書提出後に研究協力機関が確定した場合は、確定次第、受諾書簡のコピーを提出すること。

⑤博士学位論文に関する事項

- 論文抄録、目次、各章の内容概要、サンプルチャプター及び出版計画など（自由様式)。

⑥大学院の成績証明書

- 修士課程及び博士課程の成績証明書のコピー

⑦博士号取得証明書（選択事項）

- 申請書提出時点で博士号を取得している申請者は、申請書提出時に博士号証のコピーを添付すること。
  ※申請書を提出した後に博士号を取得した申請者は、フェローシップ受給期間開始前までに博士号証のコピーを提出すること。

⑧推薦書

- 推薦書 3 部提出(博士論文指導教授の推薦書 1 部を含む)
  ※推薦書の提出方法
    ・申請者が申請書にある'推薦書要請メール送信'ボタンを押すと、推薦者に推薦書要請メールが自動的に送信されます。
    ・ただし、申請者が'推薦書要求メール送信'ボタンを押さず、オンライン申請書を最終提出した場合は、KF オンライン申請システムで自動的に推薦者にメールが送信されます。
    ・推薦人がメールで受け取った推薦書様式及びアップロードページのリンクから直接推薦書を提出する。
  ※注意事項
    ・推薦書提出期限(2023.10.13.(金) 18:00 KST)までに推薦書が提出されない場合、書類不備で要件が除外されるため、申請者が事前に推薦人に期限の案内及び協力を要請する必要がある。

⑨外国籍または外国永住権を証明する書類
- 国籍が表示された身分証明書、永住権の証明書類など。

## 7，申請方法

KF オンライン申請システム(http://apply.kf.or.kr)を通じて申請書を作成して提出してください。
※ページ下の<申請する>ボタンをクリック
- 申請書及び全ての添付書類は、韓国語または英語で作成します。
※原本が韓国語、英語以外の外国語である場合、韓国語または英語翻訳版の提出が必要です。

## 8，受給に関する留意事項

①KF 博士後研究フェローシップは 1 回のみ受給することができ、既受給者は再申請することができません。

②受給者は、KF 博士号研究フェローシップの受給期間中に KF の他の支援金、韓国の他の機関が提供する研究支援金を重複して受給することはできず、重複受給に該当する場合、KF 博士後研究フェローシップの支援が中断され、受給した支援金を全額返還しなければなりません。

③受給者は、受給期間中、韓国学プログラムが開設されているか、本人が希望する韓国関連研究分野の教員と研究資料を保有している海外所在の大学または研究機関に所属し、当該機関が所在する国に滞在しながら研究に専念し、韓国関連学術活動に参加しなければなりません。
**<u>※ただし、受給者本人が博士号を取得した大学では研究することはできません。</u>**

④フェローシップの受給期間は翌年に延期することはできません。

⑤支援金は次のように 3 回に分けて支給されます。
- 1 次支給(総支援金の 50%)：関連書類の受付及び協約締結完了後に支給。
- 2 次支給(総支援金の 40%)：中間報告書の提出及び財団側の検討完了後に支給。
- 3 次支給(総支援金の 10%)：支援期間終了後、結果報告書の提出及び財団側の検討完了後に支給。

⑥受給者は、受給期間開始後 6 ヶ月以内に中間報告書を、受給期間終了後 7 日以内に受給期間中に行った研究活動に対する結果報告書を財団が定めた書式に沿って作成して提出しなければなりません。

⑦受給者は、受給期間中に博士学位論文を修正執筆し、受給期間終了後 3 年以内に単行本または研究論文として出版しなければならず、当該出版物に財団の支援事実を明記しなければなりません。 また、受給者は受給期間が終了した後も、本人の研究成果と主要活動事項、学界進出状況などについて財団に共有しなければなりません。

⑧KF は受給終了時から 3 年間、毎年 1 回研究成果をモニタリングし、受給者が成果報告義務を履行しない場合、今後 KF の支援を受けることができません。

## ９，支援申請時の留意事項

①提出した申請書のすべての個人情報は同プログラムの目的のためだけに活用され、申請書提出時に個人情報の収集に同意したものとみなします。

②締め切り日には受付が集中し、システムエラーが発生する可能性があり、このような理由で申請書を提出できない場合は認められませんので、できるだけ早く提出してください。

## １０，お問い合わせ先

・事業に関するお問い合わせ：KF フェローシップ事業部（scholarship@kf.or.kr）
・オンライン申請システムに関するお問い合わせ：KF ヘルプデスク（tech-support@kf.or.kr）